令和5年度 定期監査報告 (第2号)

1. 監査の対象 会計課、消防本部、建設水道部〔都市整備課〕

2. 監査の期間 自 令和5年 5月29日

至 令和5年 6月23日

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監查執行者 根室市監查委員 宮 野 裕 行

根室市監査委員 五十嵐 寛

5. 監査の範囲

前記各部課に係る令和4年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3)収入事務について
 - ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
 - ⑧ 現金引継ぎの正否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- (7) 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ① 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ② 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ③ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- (7) 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ① 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の 説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したも のである。 その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理 上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要について は別記のとおりである。

◎ 会計課

- 会計担当
 - ・特記事項なし

◎ 消防本部

- 総務課
- 〇 総務担当
 - ・特記事項なし
- 警防課
- 予防·保安担当、企画防災担当
 - ・特記事項なし

◎ 消防署

- 消防課
- 管理担当、予防指導担当、消防担当、機械担当
 - ・特記事項なし
- 救急通信課
- 救急担当、通信担当
 - ・特記事項なし

◎ 建設水道部

- 都市整備課
- 都市管理担当
 - ・特記事項なし
- ○都市事業担当
- 1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 収納金の取扱いにおいて、払込処理は、会計規則第33条第1項及び第3項の 規定に基づき行わなければならないが、払込処理が遅延しているものがあるので、 規則を確認のうえ払込処理されたい。
- ○都市公園担当
- 1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 小型貨物車の賃貸借契約において、
- ① 契約車両の納入時に際し、契約書第9条第1項に基づく調査職員の上席職員による検査が実施されておらず、契約書第9条第2項に基づく検査に合格したものについての検査の結果を受注者に通知していないので、契約書を確認のうえ履行されたい。
- ② 契約規則第67条第5号に規定する賃借中止及び返還の際に履行すべき事項についての記載がされていない。(前回指導事項)
- ③ 契約書第9条第5項に記載されている別紙賃貸借物件の概要・仕様書が契約書に 添付されていないので、契約書を作成する際には、契約内容を確認のうえ作成され たい。(前回指導事項)
- (2) 根室総合運動公園除雪機械賃貸借契約において、契約書第4条に基づく借上車 の規格性能整備状況等について、発注者の検査を受けなければならないが、検査が 実施されていないので、契約書に基づき履行されたい。
- ○維持担当
- 1. 契約事務について

【指摘事項】

(1) 賃貸借契約(除雪車輌)において、

- ① 執行伺の段階で、契約書(案)に見積人の氏名が記載されているので、適正に事務処理されたい。
- ② 契約書第4条に基づく借上車の規格、性能整備状況等の検査が実施されていないものが散見されるので、契約書通りに実施されたい。
- (2) 賃貸借契約(小型作業車)において、納入時の検査に伴う検査書の作成及び検査の結果通知が行われていないので、契約書第9条に基づき適正に事務処理されたい。

2. その他の事務について

【指摘事項】

- (1) 職員の時間外・休日勤務において、時間外・休日勤務命令簿が作成されていないものや、勤務実態と異なる時間数で命令簿が作成されているものが複数あるので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
- (2) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務において、令和5年2月分時間外・休日 勤務手当連絡書の時間数に誤りがあり、時間外勤務手当が不足支給となっている ものがあるので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。